

平成29年度第2回 評価委員会説明資料



平成29年12月19日（火）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成 29 年 12 月 19 日 (火)

(11 月末時点の実施状況)

平成 28 年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

平成 29 年 6 月 26 日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

事業開始から 3 年が経過した。宮城県は、農地中間管理事業を農政推進の重要課題との位置づけ、市町村や JA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、協議・意見交換を行いながら事業の活用に向けた意識醸成に努めていることから、基本スタンスは高く評価できる。

今後は、事業の進捗に伴いさらに難しい課題が顕在化してくることが想定されるので、関係機関・団体等との連携を強化すると共に、これまで以上に農地の重要性について、農地の出し手と受け手が広く認識と情報を共有することが肝要である。

なお、本事業を宮城県の農業振興の最優先課題と位置付けているならば、農地集積推進本部長に
主管部長を据える気概も必要ではないだろうか。このことは地方機関も同様である。

(11 月末時点の実施状況)

- ・11 月 6 日、市町村や農業委員会、JA、土地改良区等の関係団体が参集した会議の場で、「農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針」(別添資料)を関係団体の了承の上で決定し、現在、各農業委員会を巡回して会長等と意見交換を行うなど、農業委員会組織との連携強化に努めております。
- ・今後、農地中間管理事業を一層推進していくためには、地勢や営農条件、農地利用の実態等、その市町村の特徴に応じた取組が重要と考えております。そのため、現在、市町村ごとに、これまでの農地中間管理事業の取組状況と課題等を踏まえて、一層の事業推進に向けた関係団体(農業委員会や JA、土地改良区等)の連携体制の再整理を依頼しております。
- ・宮城県農地集積推進本部は、実務面を含め、実効性のある事業運営方針の決定等の役割を担うため、高度な専門知識が必要となります。そのため、農林水産部の農政担当次長を本部長に充てております。事業の進捗状況や課題等については、農林水産部長のほか知事に対しても、随時、報告し、現状を共有するとともに、その指揮を仰ぎながら取組を行っているところですので、実質、本部には幹部も大いに関わっております。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

平成28年度は、これまで以上に市町村やJAのみならず関係団体等にも積極的に出向いて説明や協力要請を行った。その結果、集積の実績は目標に対して十分な水準に達してはいないものの、全国では高順位の実績であることから、宮城県農地中間管理機構の取組は高く評価できる。

今後の農地集積の促進に向けては、県や市町村、関係団体等との役割分担をより明確化するとともに、課題認識の共有と連携した取組の推進が不可欠であることから、さらなるきめ細かな対応をしていくことが必要である。

（1 1月末時点の実施状況）

- ・ H29 農地中間管理事業推進活動方針において、県・市町村・関係団体等の基本的な役割分担（別添資料）を示しながら、連携した取組に努めております。
- ・ 特に今年度は、農業委員会が農地集積・集約化にも取り組む新たな体制に順次移行していることから、最適化推進委員と地域コーディネーターが連携して出し手・受け手の意見・要望を直接聴き取る等の活動ができるよう、農業委員会を訪問し意見交換等に努めております。

③ その他

農林水産省では、農地中間管理事業を加速させる観点から、農地の賃借手続きの簡素化や時間短縮に向けて検討を始めたようであるが、事務手続き改善の実効性を高めるために、地方からの積極的な改善案の提案に傾聴する姿勢も大切であると思われる。

（1 1月末時点の実施状況）

【県】

- ・ 事務手続きの改善については、これまでも農林水産省に対して、ヒアリングや意見交換等の際に提案しております。農林水産省では、現在、農地中間管理事業法施行5年目を迎えるに当たり、各都道府県からの意見等を参考に改善内容の検討を進めております。
- ・ 県としても、市町村等から提案された意見等を踏まえ、県段階での改善が可能なものについては検討を進めております。

【公社】

- ・ 日々の業務推進において市町村等業務委託先や担い手等から提案された意見・要望を踏まえ、機構段階での改善が可能なものについては検討を進めております。
- ・ 市町村・農業委員会の訪問や担い手農業者組織等との連携推進会議等において提案された事務手続き改善や機構集積協力金制度の継続性等の意見・要望は、国へ提案してまいります。

例：機構集積協力金制度の継続、受け手が毎年作成提出する「農地等の利用状況報告」の簡素化（提出先：市町村→JA営農センターも可に改善済）、事務手続き書類の簡素化と期間の短縮化、物納契約の手数料廃止、契約期間の短縮化 等。

2 推進体制

① 市町村との連携

市町村アンケートの結果によると、「役割分担は出来たが、連絡調整が十分でない」との回答が多かったようである。「連携」が「鍵」であるので一層の努力をお願いしたい。

県推進本部を設置し、関係機関や団体の連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している。

市町村アンケートの結果にみると、「市町村と機構との連携が十分でない」「情報共有が不十分」などの回答が多い。農地中間管理事業は「連携」が「鍵」であることから、今後はこれまで以上に関係機関や団体等との連携が機能するように、トータルコーディネートの役割に重点を置いた体制を整備していく必要があると思われる。

(11月末時点の実施状況)

【県】

- ・これまで、地方機関が中心となって、市町村をはじめとした関係団体との連絡調整等を行ってきたところです。農地中間管理機構においても、職員に担当圏域を割り当てるなど、関係団体との連携に努めて参りましたが、市町村ごとに見れば対応できる人員が不足しており、連携が十分ではないところがあったと認識しております。
- ・1の①で触れましたが、今後、ほとんどの農業委員会に農地利用最適化推進委員が設置されますので、農業委員会（農地利用最適化推進委員）も含めて、市町村と機構と情報共有を進めるなど、特に市町村段階における関係団体の連携が十分に機能するよう体制整備を進めていくこととしております。

【公社】

- ・市町村との連携の中心となるのは、「人・農地プランの見直し」を協力して進めていくことと考えていますが、農業委員が首長の任命制に変わり市町村行政の役割が一層重要となっております。そのため、市町村訪問の際には市町村が中心となった取り組みの充実を要請しております。なお、その後押しには、県農地集積地方推進本部を持つ各地方振興事務所の役割が大きいことから、現在、県庁及び地方振興事務所とともに市町村の訪問に努めております。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

平成28年度は、地域コーディネーターを増員するなど関係機関や団体等との意思疎通を図るための体制が強化されており、高く評価できる。現場でのニーズの把握や地域課題の掘り起こし等、地域コーディネーターへの期待は高まってきていることから、地域コーディネーターがこれまで以上に機能する為に「関係団体等とどのような連携が必要・可能なのか」について、もう一歩踏み込んだ検討を期待したい。

（1 1月末時点の実施状況）

- ・地域コーディネーター活動は、これまでの制度周知や事務処理支援等に加えて、事業を活用した農地の出し手・受け手から経営の現状や意見・要望等の聴き取りを、可能な限り最適化推進委員と一緒にっております。
- ・人・農地プラン作成見直しに係る地域会議に参加し、地域の課題やニーズ把握に努めております。
- ・新たに制度化された機構関連農地整備事業（機構に15年以上貸付た農地が対象）について、地域に出向き制度の概要等の説明を行っております。

このほかに、担い手の育成と市町村の町づくり・地域づくりを「どのように連動させるのか」という意識醸成が今後の大きな課題になると思われることから、大局的な視点からのアプローチを意識した推進体制の整備にも留意する必要があると思われる。

（1 1月末時点の実施状況）

- ・この事業は、担い手への農地集積を進めるために必要なものであるが、それだけではなく集積がなされた農村社会をどのように描くかを意識しながら進めていく必要があります。大きなテーマであるが、まさに町づくり地域づくりであり市町村が主体となるテーマであります。そこへの公社の関わりは、持っている部門からすれば、担い手の確保・経営支援（法人化）とその一環としての農地集積を連動して進めるものと認識しております。つきましては、県の推進体制とも合わせ、公社の機能の有機的な発揮に尽力してまいります。

3 推進方法

① 宮城県

「人・農地プラン」に地域農業の振興に向けた農地利用のあり方が十分反映されていないなど、今後「人・農地プラン」の見直しが必要となる市町村がいくつ見受けられる。実効性のある「人・農地プラン」を策定するためには、市町村が地域農業の将来像をどのように描くかが重要であることから、県は地方機関を最大限活用して市町村や関係団体等と連携し、地域に一步踏み込んだ見直しに取り組んでいただきたい。

(1 1月末時点の実施状況)

- ・「人・農地プラン」の見直しについては、農地の集積・集約化の推進をはじめ、地域の農業振興を図る上で極めて重要な取組と認識しております。
- ・今年度、市町村等と連携しながら市町村の見直し活動を支援した結果、ほとんどのプランについて見直しが行われたほか、1つのプランだったものを細分化することができたケースもありました。現在のプランをより実効性のあるものとしていくために、今後も、市町村や関係団体等と積極的に意見交換しながら、機運が高まっている地域等を中心にプランの策定を指導して参ります。
- ・また、宮城県担い手育成総合支援協議会においても、「人・農地プラン」の見直しに関して各地域協議会と意見交換を行っていることから、県協議会と情報共有しながら市町村の取組を支援して参ります。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

「人・農地プラン」の定期的見直しや「受け手ニーズ」への対応が必ずしも十分なされていない等の課題も見られるが、担い手との意見交換を積極的に実施していることや、PDCA サイクルの手法に則り改善方策が示されていることから、大いに評価できる。

なお、農地中間管理事業がこのままの状態ですら一定程度進捗すれば、受け手の意向とマッチしない農地が多くなり、事業主体としては難しい対応を求められることが想定される。このため今後は、農地の出し手と受け手の双方が、農地中間管理事業のメリットについてこれまで以上に認識を深めることが必要になると思われる。

(1 1月末時点の実施状況)

- ・機構集積協力金の対象がしぼられる中で、より本質的な効用としての集約に繋げていく周知活動が重要であるため、農業委員会の新体制での活動ともよく連携し地域での意識醸成に繋げるよう努めてまいります。
- ・そのため、「地域農業の明日を考えるシンポジウム」(9/27)の開催やラジオ放送、農業新聞への掲載に加え、県と連携して11月からコンビニエンスストアや集会所等にPRポスターを掲示し普及啓発の強化に努めております。

また、企業の農業参入に向けた取組強化も、もう少しあっても良いと思われる。

(11月末時点の実施状況)

- ・県や農業会議等と連携し、定期的な打合せを行うとともに、農業参入フェア（11/19 東京会場）にPRブースを設ける等、企業参入に積極的に取り組んでおります。H29は大郷町において広島県等の企業3者が進出し、園芸施設整備に着手する予定です。
- ・県・農業会議・公社共催による農業参入セミナーを開催（2/13）する等、今後もこのような事例を他地域に紹介しながら、企業参入の促進に努めてまいります。

③ その他

今後さらに対応が難しい課題に直面すると思われるので、現場との意思疎通に十分留意し、相互に連携を密にして、タイムリーで迅速な対応を期待したい。

(11月末時点の実施状況)

【県】

- ・今後、中山間地域における事業推進や、耕作放棄地の未然防止などの課題への対応がますます必要になってくると考えられますが、市町村や農業委員会組織等との意見交換等を通じて、引き続き対応策を検討して参ります。

4 事業実績

担い手のアンケート結果でも、10年後の状況について「不安視」されている状況がはっきりと表れており、農地中間管理事業の必要性は大である。このような状況の中で、県・機構とも着実に事業を実施しているが、農業生産の現場では「様子見」も多いのではないと思われる。この「様子見」の解決には、県・機構の一層の努力も必要であるが、それ以上に出し手と受け手をはじめとする関係者の意識改革と信頼感の醸成がなにもまして重要である。ただし、意識改革と信頼感の醸成には少し時間が掛かるのではないと思われる。

これに合わせて、農地中間管理事業は開始から3年間の取組で軌道に乗り始めていると思われるが、評価する上では何を持って軌道に乗っているのかを定義しておくことも大切である。

(11月末時点の実施状況)

- ・何を持って軌道に乗っているかの評価については、なかなか難しい面がありますが、将来を見て一喜一憂しないで進めていくためには、自らが業務遂行上の進度の目安を持つことは必要と考えております。そこで①まずは農家の理解が促進すること、②市町村・農業委員会・農協での貸借手法の中で農地中間管理事業が第一順位になること、③担い手の応募面積が目標を超えること、④出し手（農地）リストが整備されること、⑤「やって良かった、皆さんもどうぞ」という実際に活用した方々の声が地域に伝わり波及効果が生じるようにすること等を目安に持ちながら、推進に努めてまいります。

○機構借入関係

期間を平成28年度末ではなく県内の水稲作付けがほぼ完了する平成29年5月末までとすると、利用集積の計画対比は60%となるが、実質的にBランクと評価できる。

○機構貸付関係

上記①と同様に、期間を平成28年度末ではなく県内の水稲作付けがほぼ完了する平成29年5月末までとすると利用配分の計画対比は71%となり、実質的にAランクと評価できる。

○機構管理（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

○機構条件整備（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

○貸付希望者リスト掲載関係

平成28年度の貸付面積は計画対比で41%であり、Bランクと評価できる。

○貸受希望者リスト掲載関係

申込み面積が少なく、Bランクと評価した。

農地中間管理事業の取組状況について

平成29年12月19日
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

I 法人指定

平成26年3月28日 宮城県（農振）指令第220号 宮城県知事指定
根拠：農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）第4条

II 今何故、農地中間管理事業が必要か

- これまでも様々な手法により、一定程度の農地集積は進められてきた。
【2015農林業センサスの速報値（宮城県）】
 - ◇経営規模5ha以上の経営体数：10.1%（5年前比2.8%増）
- 農村では、農業従事者の高齢化や後継者不足により長い間県民の食を支えてきた方々が、後に続く方々に道を譲ろうとしている。
 - ◇基幹的農業従事者数：41,774人（5年前比4,119人減）
 - ◇ 〃 平均年齢：67.0歳（ 〃 1.7歳増）
- 受け手がない等の理由で農地の有効利用が危惧される地域が増えつつある。
一方で、もっと農地を広げたいという農業経営者がいるが、分散したままの農地では効率が上がらない等の悩みがある。

「農地」をうまくリレー
することが早急に必要

●農地中間管理事業がH26から10年間の事業期間としてスタート

《農地集積バンクが一丸となって推進！》

- ①出し手から農地を借受け（中間管理権取得）
- ②必要な場合には簡易な条件整備等を実施
- ③受け手（認定農業者等）への農地集積に配慮し貸付

※機構が借受けた農地が増えれば増えるほど、地域の話し合いによる耕作地の交換、
いわゆる「農地のシャッフル」により地域にとって最も使い勝手の良い土地利用を
実現できる唯一の事業。

《農地集積バンクの構成及び連携機関・団体》

県・市町村（公社）・農業委員会・JA・県土地連・土地改良区・機構等

Ⅲ 農地集積目標

(1) 集積目標

単位：ha

		現状 (H22)		目標 (H35)		今後集積すべき目標	
耕地面積：A		129,600		129,600		—	
担い手利用面積：B		59,090	100%	116,640	100%	57,550	100%
内訳	自己所有面積	21,110	36%	23,300	20%	2,190	4%
	借入面積	14,527	25%	58,300	50%	43,773	76%
	農作業受託面積	23,453	40%	35,040	30%	11,587	20%
集積率：B/A		45.6%		90%		—	

*根拠 ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針（宮城県H26.3策定）

②宮城県農地集積アクションプラン（宮城県H26.9策定）

(2) 平成26年度からの集積（借入）目標面積

①10年間 41,300ha

上記の表中の今後集積すべき目標の43,773haから25年度末までの実績2,473haを差し引いたもので、年間目標は、初年度2,000ha、2～7年目4,560ha、8年目以降漸減し最終年3,600ha。

②機構事業活用の目標面積 2～7年目4,250ha

上記の2～7年目の目標4,560haのうち機構事業活用を75%と見込み、 $(4,560 \times 75\% = 3,420\text{ha} \cdot \cdot \text{純増})$ それに純増分以外として2割を加算したもの。 $(3,420 \div 80\% = 4,275\text{ha})$

Ⅳ 年次別計画及び実績

単位：件、ha

		借入		転貸		管理		条件整備	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H26	計画	4,000	2,000	1,700	1,700	—	—	—	—
	実績	981	882	320	450	—	—	—	—
	達成率	25%	44%	19%	26%	—	—	—	—
H27	計画	9,120	4,560	4,176	4,176	200	100	100	50
	実績	3,500	2,953	2,305	2,904	0	0	0	0
	達成率	38%	65%	55%	70%	0%	0%	0%	0%
H28	計画	8,500	4,250	4,297	4,297	200	100	100	50
	実績	2,612	2,002	1,795	2,149	0	0	0	0
	達成率	31%	47%	42%	50%	0%	0%	0%	0%
H28迄 累計	計画	21,620	10,810	10,173	10,173	400	200	200	100
	実績	7,093	5,800	4,420	5,397	0	0	0	0
	達成率	33%	54%	43%	53%	0%	0%	0%	0%
H29 (11月末)	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	1,602	1,501	1,207	1,856				
	達成率	19%	35%	28%	44%				

*H28迄累計では、解約分を除いている。

Ⅴ 借受希望者の応募状況

		借受希望経営体数				借受希望面積 (ha)			
		実績	累計	うち法人	法人累計	実績	累計	うち法人	法人累計
H26		2,669	2,669	246	246	24,528	24,528	10,163	10,163
H27		563	3,232	50	296	2,657	27,185	290	10,453
H28		332	3,564	61	357	3,267	30,452	2,144	12,597
H29	第1回	30	3,594	14	371	2,032	32,484	1,959	14,556
	第2回	50	3,644	7	378	420	32,904	335	14,891
	第3回	29	3,673	8	386	1,139	34,043	787	15,678
	第4回								

◎平成29年度第3回までの借受希望面積は34,043haで、借入目標41,300haに対し82.4%。

VI 平成29年度の重点取組方針と取組状況

本年度からは、県と機構が重点取組方針を共有し役割分担を明確にして推進することとした。

1 農地整備事業との連携強化

- ・ 機構事業のモデル地区設定が未了の農地整備実施地区について、設定に向けた働きかけを継続。
 - ◇県・関係市町村と協議のもと、11月までに新たに14地区を重点実施区域、12地区をモデル地区に追加設定済み。(重点実施区域：69、モデル地区：40)
- ・ 受益地内の農地集積手法等の実態を把握し、作業受委託から機構事業への誘導推進を継続。
 - ◇地区毎の集積推進会議等の場を活用しながら、誘導を継続。
- ・ 機構活用面積が相当程度見込める農地整備実施地区は、関係土地改良区との業務委託等による事業推進を検討。
 - ◇土地改良区の体制等から今年度は見送り。
- ・ 新たな土地改良制度(受益者の同意・負担を求めない農地整備)の活用に向け、県・市町村・土地改良区・JA等と連携した取り組みを検討。(未相続農地の取扱検討を含む)
 - ◇機構関連事業活用が見込まれる地区を対象に、県・町等と連携し取り組みを推進。
 - ◇関係法令の施行に伴う事業規程、事務手続きの一部改正を関係機関へ通知(9/25付)。
 - ◇業務委託先向け説明会開催(10/11)。

2 市町村、農業委員会組織との連携強化

- ・ 今年度新体制へ移行する21農業委員会を中心に機構理事長が巡回訪問し、機構事業と農業委員会組織活動との連携強化に向けた意見交換等を継続。
 - ◇首長が交代した市町等を中心に訪問。(これまで17市町訪問)
 - ◇新体制移行の農業委員会を10月以降に随時訪問。(これまで15委員会訪問)
- ・ 農地利用最適化推進委員と地域コーディネーターとの連携した現場活動と情報の共有。
 - ◇県、農業会議、機構が連携のあり方等について、6月以降継続的に意見交換。
 - 県農地集積連携会議(キックオフ会議)を11/6開催し活動方針を決定。
- ・ 農業会議・農業委員会と機構は、相互の研修会への参加等による情報共有と連携を強化。
 - ◇地域CD情報連絡会(第3回：7月から)に農業会議職員も参加し情報共有。
 - H29市町村農業委員・最適化推進委員研修会に地域CDも参加し情報共有。

3 中山間地域における事業推進

- ・ 日本型直接支払制度の集落協定等を対象に、新たな土地改良制度の活用に向け県・市町村・土地改良区・JA等と連携した取り組みを検討。(再掲)
→◇機構関連事業活用が見込まれる地区を対象に、県・町等と連携し取り組みを推進。(再掲)
- ・ 受け手が不足している地区では、企業参入も含めた地区外からの担い手の確保を検討。
→◇県・農業会議と連携し「企業の農業参入に係る支援体制」の再構築に努めており、共通の相談票による情報の一元化を検討中。

4 取組手法の改善・強化

- ・ 担い手のニーズ把握や意見交換、情報共有を図るため、事業連携協定を締結した担い手組織・資金融資機関との情報交換を実施。
→◇協定に基づく連携推進会議を8/28に開催、主な意見・要望は以下のとおり。
 - ①農地幹旋があるが条件不利地が多いため、条件整備に関し機構の支援を願う。
 - ②複数市町村に跨って農地を借り受ける場合の、認定農業者手続きについて簡素化を願う。(手続きの煩雑さから、他事業活用事例が多い)
 - ③借受希望面積が県目標に達していないようだが、担い手側は施設・人的にも限界状態のため、将来に展望が持てる各種施策を要望する。
 - ④農地を借りるのに法律や事業が複数有り困惑する。制度の一本化を願う。
- ◇農業関係機関・組織間における一層の情報共有を図るため、公社HPに「情報共有会員専用ページ(情報共有プラットフォーム)」を年内開設に向け準備中。
- ・ 制度趣旨や事業の仕組みの一層の普及啓発を図るため、広報活動の拡充。(公共施設やコンビニへのポスター掲示、チラシ配架等)
→◇県内ファミリーマート370店舗(11月:147店、12月:223店)にポスター掲示。
市町村・JA・土地改良区等を通じ地域集会所等に、ポスター掲示。
- ・ これまでの普及啓発から一層の実務推進と農地集約化(シャッフル)への対応も視野に入れ、地域CDを13人から16人体制へ強化。
→◇6月から大崎地域1名増員し、14名体制に強化。
農地集約化(シャッフル)対応要員は、対象地域の選定も含め今後検討。

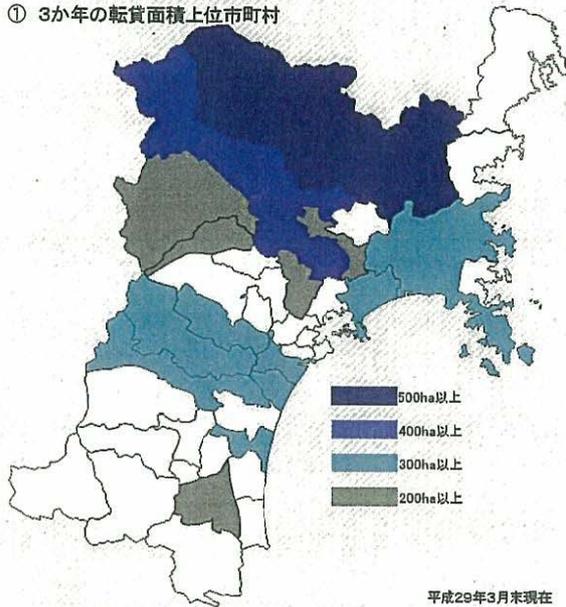
5 地域事情に対応した事業推進

- ・ 営農形態が集落営農である地域において、業務委託により専門的視点から機構事業活用へ誘導するための方策等の検討を継続。
→◇昨年度、東北大学大学院に業務委託した「JA古川管内を事例とした実態調査と今後への提案」(9/27開催の「地域農業の明日を考えるシンポジウム2017」で中間報告)を踏まえ、今後の対応を検討。
◇担い手経営体の更なる経営向上や機構業務の改善等に役立てるため、地域CDが(可能な限り農地利用最適化推進委員と連携して)、9月から機構活用者(出し手・受け手各100名程度)から経営の現状や意見・要望を聴き取りし、現在取りまとめ中。

農地中間管理事業実績
(平成26～28年累計)

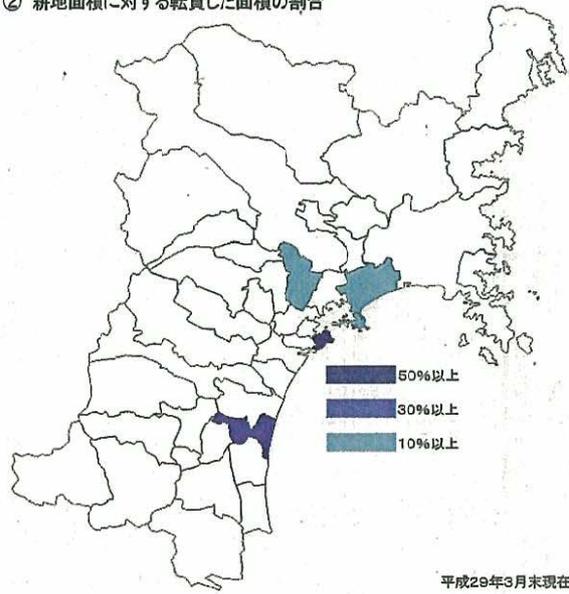
平成29年4月26日
宮城県農地中間管理機構
(みやぎ農業振興公社)

① 3か年の転賃面積上位市町村



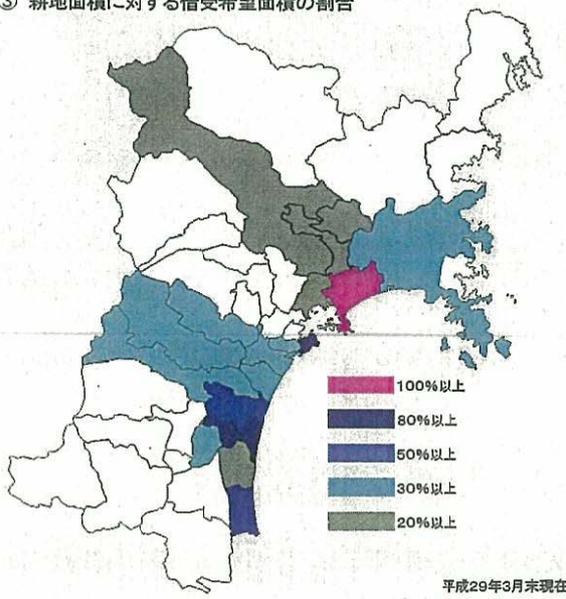
1	登米市	689 ha
2	栗原市	516
3	大崎町	466
4	牡沼市	388
5	石巻市	368
6	仙台市	362
7	東松島市	348
8	角田市	277
9	美里町	249
10	大郷町	225

② 耕地面積に対する転賃した面積の割合



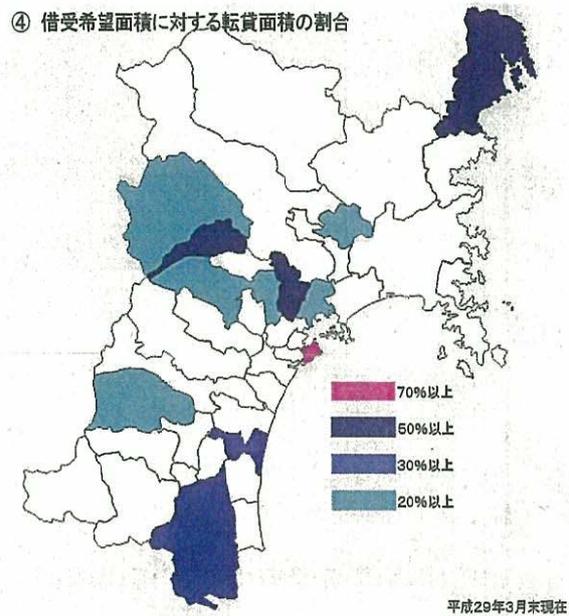
1	七ヶ浜町	71 %
2	岩沼市	30
3	東松島市	14
4	大郷町	10
5	名取市	8
6	仙台市	6
7	松島町	6
8	角田市	6
9	柴田町	6
10	涌谷町	5

③ 耕地面積に対する借受希望面積の割合



1	東松島市	108 %
2	七ヶ浜町	98
3	岩沼市	86
4	山元町	58
5	名取市	57
6	多賀城市	42
7	石巻市	38
8	仙台市	38
9	柴田町	33
10	亶理町	29

④ 借受希望面積に対する転賃面積の割合



1	七ヶ浜町	73 %
2	大郷町	66
3	色麻町	52
4	気仙沼市	52
5	丸森町	49
6	角田市	48
7	岩沼市	35
8	加美町	28
9	大和町	27
10	川崎町	25

別記様式

平成29年度 第3回 農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果(H29.12.4)

No	管内区分	市町村名	区域 (募集の単位)	H29第2回まで		第3回		合計	
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)
1	大河原	白石市	白石	3	4.0			3	4.0
2			越河	0	0.0			0	0.0
3			斎川	2	2.3			2	2.3
4			大平	6	7.2			6	7.2
5			大鷹沢	3	5.0			3	5.0
6			白川	3	8.0			3	8.0
7			福岡	6	15.5			6	15.5
8			深谷	2	3.2			2	3.2
9			小原	0	0.0			0	0.0
			小計	25	45.2	0	0.0	25	45.2
10		角田市	市内全域	123	586.3			123	586.3
11		蔵王町	町内全域	38	173.5			38	173.5
12		七ヶ宿町	町内全域	39	91.4			39	91.4
13		大河原町	町内全域	12	122.1	1	10.0	13	132.1
14		村田町	村田	8	106.0			8	106.0
15			沼辺	8	75.0			8	75.0
16			菅生	1	5.0			1	5.0
			小計	17	186.0			17	186.0
17		柴田町	船岡・新田・上名生	11	28.5	1	0.5	12	29.0
18			中名生	8	58.0	1	0.5	9	58.5
19			下名生	9	52.5	1	0.5	10	53.0
20			槻木	18	38.3	1	0.5	19	38.8
21			四日市場	22	28.7	1	0.5	23	29.2
22			上川名	8	17.0	1	0.5	9	17.5
23			富沢	8	16.5	1	0.5	9	17.0
24			入間田	12	20.7	1	2.0	13	22.7
25			業坂	9	20.5	1	40.0	10	60.5
26			成田	6	14.1	1	2.0	7	16.1
27			海老穴・小成田	6	14.3	1	1.0	7	15.3
28			船迫	10	31.2	1	0.5	11	31.7
		小計	127	340.3	12	49.0	139	389.3	
29	川崎町	町内全域	21	98.0			21	98.0	
30	丸森町	町内全域	32	263.4			32	263.4	
	小計	9	30	434	13	59.0	447	1,965.2	
31	仙台	仙台市	市内全域	183	2,259.5	1	5.0	184	2,264.5
32		塩竈市	※農業振興地域整備計画無し					0	0.0
33	名取市	増田	14	104.5			14	104.5	
34		関上	22	507.3			22	507.3	
35		下増田	12	268.0			12	268.0	
36		館腰	36	320.4			36	320.4	
37		愛島	21	163.5			21	163.5	
38		高館	10	96.0			10	96.0	
		小計	115	1,459.7	0	0.0	115	1,459.7	
39		多賀城市	市内全域	44	151.7	3	6.0	47	157.7
40		岩沼市	市内全域	56	1,123.5			56	1,123.5
41		亘理町	町内全域	77	714.2			77	714.2
42	山元町	町内全域	50	723.1			50	723.1	
43	松島町	町内全域	36	247.2			36	247.2	
44	七ヶ浜町	町内全域	11	116.3			11	116.3	
45	利府町	町内全域	10	30.3			10	30.3	
46	大和町	吉岡(旧町村)	4	25.0			4	25.0	
47		宮床・小野(旧町村)	6	85.5			6	85.5	
48		吉田(旧町村)	10	73.0			10	73.0	
49		鶴巣(旧町村)	13	85.9			13	85.9	
50		落合(旧町村)	11	136.0			11	136.0	
		小計	44	405.4	0	0.0	44	405.4	
51	大郷町	町内全域	44	356.6	1	8.0	45	364.6	
52	富谷市	市内全域	11	72.5			11	72.5	
53	大衡村	村内全域	16	108.8	1	1.5	17	110.3	
	小計	13	22	697	6	20.5	703	7,789.3	

別記様式

平成29年度 第3回 農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果 (H29.12. 4)

No	管内区分	市町村名	区域 (募集の単位)	H29第2回まで		第3回		合計	
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)
54	北部	大崎市	古川	400	1,651.4			400	1,651.4
55			松山	55	486.8			55	486.8
56			三本木	66	319.3			66	319.3
57			鹿島台	67	723.9			67	723.9
58			岩出山	118	505.5		0.7	118	506.2
59			鳴子温泉	33	103.9			33	103.9
60			田尻	142	798.8	1	256.0	143	1,054.8
			小計	881	4,589.6	1	256.7	882	4,846.3
61		色麻町	町内全域	70	552.0			70	552.0
62		加美町	町内全域	59	907.2			59	907.2
63		涌谷町	町内全域	164	1,066.0	5	326.0	169	1,392.0
64		美里町	小牛田	83	431.7	7	310.0	90	741.7
65			南郷	148	940.9	4	94.0	152	1,034.9
			小計	231	1,372.6	11	404.0	242	1,776.6
		小計	5	12	1,405	8,487.4	17	986.7	1,422
66	北部栗原	栗原市	市内全域	384	3,151.0			384	3,151.0
	小計	1	1	384	3,151.0	0	0.0	384	3,151.0
67	東部登米	登米市	市内全域	563	3,630.0	1	10.0	564	3,640.0
	小計	1	1	563	3,630.0	1	10.0	564	3,640.0
68	東部	石巻市	石巻	51	556.6		2.0	51	558.6
69			河北	74	887.1			74	887.1
70			河南	176	1,444.2	4	25.0	180	1,469.2
71			北上	8	317.5			8	317.5
72			桃生	65	900.5			65	900.5
73			牡鹿	1	100.0			1	100.0
			小計	375	4,205.9	4	27.0	379	4,232.9
74			東松島市	矢本	35	461.7	1	1.0	36
75		小松		43	481.5	1	1.0	44	482.5
76		大曲		25	517.5			25	517.5
77		赤井		54	490.6	1	3.0	55	493.6
78		大塩・西福田		35	383.8	1	11.0	36	394.8
79		宮戸・野蒜・大塚・東名		7	357.0			7	357.0
80		小野・根古・高松・新田		14	253.0			14	253.0
81		上下堤・川下・浅井		8	356.2			8	356.2
82	牛網・浜市	12	320.0			12	320.0		
	小計	233	3,621.3	4	16.0	237	3,637.3		
83	女川町	※農業振興地域整備計画無し						0	0.0
	小計	2	15	608	7,827.2	8	43.0	616	7,870.2
84	気仙沼	気仙沼市	市内全域	16	85.1	1	20.0	17	105.1
85		南三陸町	町内全域	7	49.0			7	49.0
	小計	2	2	23	134.1	1	20.0	24	154.1
	合計	33	83	4,114	32,904.7	46	1,139.2	4,160	34,043.9

※注意

「借受希望申込者数」については、複数の区域に応募している経営体があるため、のべ数である。

「借受希望者申込者数」の申込面積(ha)の合計と「借受希望者リスト」の全県の応募経営体数計(m²)について、端数切り捨てにより誤差が生じている。

平成29年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況(1/3)

[平成29年11月27日現在]

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規程に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようしてください。					人・農地 プランへ 機構の活用を位置 付けているか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。〕 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
		モデル 地区	区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
角田市	稲置地区		87	60	48	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H27,10,15設定	
"	毛萱地区		80	40	80	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H27,10,15設定 H29.1.31変更	
村田町	針生前地区	○	24	16	24	②農山漁村地域整備交付金 農地整備事業	○	◎					H26設定	
柴田町	下名生(しのみよ)地区	○	62	38	-		○	◎					H26設定	
"	中名生地区		78	9	62	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	◎					今回新規申請 H29.11.27設定 (H29.3.21設定を区域見直し)	
丸森町	館矢間地区		619	150	-		○	○	◎		○		H27,10,15設定	
仙台市	岩切地区		243	3	31	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27,4,13設定	
"	秋保地区		145	0	38	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27,4,13設定	
名取市	堀内志村地区		82	7	18	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27,4,13設定	
"	名取地区	○	646	75	646	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎					(重点)H28,9,20設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	岩沼東部地区	○	1,354	98	790	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	x	◎					(重点)H27,10,15設定・旧「玉浦中野」 含む (モデル)H27,10,16設定	
"	岩沼西部地区	○	188	123	188	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎				無着農地の 法人化○	(重点)H28,10,21設定 (モデル)H28.10.28設定	
"	岩沼北部地区	○	98	64	98	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎				無着農地の 法人化○	(重点)H28,10,21設定 (モデル)H28.10.28設定	
"	小川地区	○	115	58	115	④農営土地改良事業(農地 整備事業)	○	○				無着農地の 法人化○	(重点)H28,10,21設定 (モデル)H28.10.28設定	
多賀城市	多賀城地区	○	366	252	252	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎		○			(重点)H28,10,21設定 (モデル)H28.10.28設定	
山元町	山元東部地区	○	468	244	468	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎		○	○	◎	H26設定 ※7	
"	山元北部地区	○	123	30	123	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎					(重点)H28,9,20設定 (モデル)H28.10.28設定	
"	磯地区	○	40	40	40	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎					(重点)H28,9,20設定 (モデル)H28.10.28設定	
七ヶ浜町	七ヶ浜地区	○	122	98	119	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎			○		H26設定 ※7	
大和町	落合		391	59	391	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H29.1.31設定	
松島町	手樽	○	171	24	171	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎	○				H29,9,29設定	
大崎市	小迫地区		26	14	26	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27,4,13設定	
"	田尻地域通木地区	○	77	45	36	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	○				無着農地の 法人化◎	(重点)H27,10,15設定 (モデル)H27,10,16設定	
色麻町	下高城地区	○	78	68	57	②農山漁村地域整備交付金 農地整備事業	○	◎					H26設定 ※7	
加美町	雷(いかずち)地区	○	142	129	-		○	◎					H26設定 ※7	
"	東鹿原	○	49	32	49	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29,9,29設定	
涌谷町	猪岡短台1地区		508	4	12	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27,9,15設定	
"	出来川左岸下流		114	89	112	③農地耕作条件改善事業	○	○					今回新規申請 H29.11.27設定	
"	鹿飼沼	○	196	8	196	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29,9,29設定	
大崎市			190	8	190									
"	蕉栗沼	○	150	10	150	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29,9,29設定	
"	下野目東部	○	179	24	179	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29,9,29設定	
美里町	青生(あおう)地区	○	211	118	211	①農産競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H26設定	
小計	32地区	21地区	7,422	2,037	4,920	29地区	32地区							

平成29年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況(2/3)

【平成29年11月27日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規程に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。				人・農地 プランへ 機構の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
			区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
美里町	清水川北浦	○	344	22	344	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29.9.29設定	
大崎市			178	11	178									
美里町	蛇沼向	○	211	1	211	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎					H29.9.29設定	
石巻市			69	9	69									
東松島市			9	21	9									
美里町	青木川	○	181	19	181	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎					H29.9.29設定	
石巻市			49	5	49									
栗原市	下刈敷地区	○	75	62	—		○	◎					H26設定	
"	上富(かみとみ)地区	○	50	11	50	④山崎村地域整備交付金 農地整備事業	○	○	◎				H26設定	
"	稲屋敷・袋地区		149	15	149	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
"	藤田地区		52	5	52	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
"	福田地区		59	6	59	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
"	津久毛地区		379	33	379	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
"	上沼地区		35	4	35	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
"	沼田・八木	○	60	12	60	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29.9.29設定	
"	東田	○	85	14	85	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29.9.29設定	
"	大目	○	135	23	135	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29.9.29設定	
"	追第四	○	21	4	21	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎					H29.9.29設定	
大崎市			68	14	68								H29.9.29設定	
登米市	中津山地区	○	62	50	—		○	◎					H26設定	
"	飯島地区	○	204	22	204	④山崎村地域整備交付金 農地整備事業	○	◎	○				H26設定	
"	追川沿岸(5)地区		406	9	29	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
"	米岡第1地区		262	6	69	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
"	豊里(4)地区		1,054	22	37	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
"	宝江(1)地区		45	8	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H26.3.22設定	
"	川前地区		10	10	10	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H26.3.22設定	
"	浅水地区		300	24	300	③農地耕作条件改善事業	○	◎					今回新規申請 H29.11.27設定	
石巻市	河南4期地区	○	105	70	105	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業		○	◎				H26設定	
"	蛇田地区		183	3	33	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
"	桃生町5期地区		117	3	98	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.9.15設定	
"	三輪田地区		113	73	113	④経営体育成促進事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定	
"	大川地区	○	397	291	397	④山崎村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
"	深谷地区		327	216	327	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定	
東松島市			85	53	85									①農業競争力強化基盤整備 事業
小計	26地区	13地区	5,878	1,155	3,985	27地区	28地区							

平成29年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況(3/3)

【平成29年11月27日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規程に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。					人・農地 プランへ 機構の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
		モデル 地区	区域 (地区) 内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
石巻市	河南(4)地区		864	4	27	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
東松島市			75	3	10									
"	大曲地区	○	142	50	142	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					H26設定	
"	野蒜地区		172	3	32	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
"	西矢本地区	○	208	64	208	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定	
"	小野地区		192	1	46	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.10.15設定	
"	西小松地区		140	87	140	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定	
"	奥松島地区	○	141	108	141	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
"	東小松		150	107	150	④農村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎					H29.1.31設定	
南三陸町	西戸川(さいどがわ)地区	○	20	9	20	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○(修正見込み)	◎		○			H26設定	
小計	9地区	4地区	2,104	436	916	9地区	9地区							
合計	69地区	38地区	15,404	3,628	9,821	65地区	69地区							

- ※1:本票は、農地中間管理機構が県(農地中間管理事業部局)と連携して作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項に基づき毎事業年度作成する事業計画に添付してください。
- ※2:同一市町村内で重点実施区域又はモデル地区を複数設定している場合は、区域又は地区毎に記入してください。
- ※3:農地中間管理機構は、農地中間管理事業及び農地整備事業(農地耕作条件改善事業を含む)を効率的・効果的に推進する観点から、都道府県の農地中間管理機構部局及び農地整備事業部局と調整を行い、管内の農地整備事業の採択申請地区について重点実施区域又はモデル地区に設定してください。
- ※4:重点実施区域又はモデル地区を新たに設定した場合は、その都度、追加記載してください。
- ※5:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基盤整備事業、②農業基盤整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業の番号(①、②、③、④(その他の事業の場合は、事業名も記載))で記載してください。
- ※6:重点実施区域又はモデル地区が中山間地域に所在すると考える場合は「○」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)
- ※7:H27.9.15時点にて、「地区内農地面積」、「うち機構事業転賃面積」、「うち農地整備事業の受益面積」の数値を設定当初の値から一部変更している。
- ※8:H27.10.15指定の「岩沼東部地区」については、経営再開マスタープランに位置付け見込みである。

平成29年度 宮城県農地中間管理事業 地域コーディネーターの皆さん

佐藤 和彦
 (栗原地域事務所 農業振興部)

高橋万里夫
 (栗原地域事務所 農業振興部)

阿部 昭夫
 (登米市産業政策課)

米市中澤 和志
 (登米市産業政策課)

伊辺 義偉
 (南三陸町第2庁舎)

金子 信幸
 (大崎市農林振興課)

阿部 英実
 (大崎市農林振興課)

櫻田 克嘉
 (JAみどりの 涌谷営農センター)

門間 満信
 (JAいしのまき ガスセンター)

佐藤 憲善
 (JAいしのまき ガスセンター)

菅原 好文
 (仙台地振事務所 農業振興部)

佐々木 三郎
 (仙台地振事務所 農業振興部)

大槻 久男
 (大河原地振事務所 農業振興部)

吉野 文雄
 (大河原地振事務所 農業振興部)

平成29年 8月 1日現在
 宮城県農地中間管理機構
 ((公社) みやぎ農業振興公社)
 ※名前の下のカッコ内は、駐在場所。

H29農地中間管理事業推進活動方針

平成29年 4月21日策定
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

本県農業の重要な課題は、①担い手を育成し、②その担い手に生産手段である農地を集約して、③地域の農業・農村を活性化させることであり、農業の担い手のリタイアが進む現在、そのカバーも急務であり、担い手の育成と農地の集積のスピードが求められている。

そのための施策として10年間の集中期間で対応するため平成26年に農地中間管理事業がスタートし、本県においても当公社が「農地中間管理機構」（以下「機構」という）として県の指定を受け、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のもとに事業を展開してきた。

機構として事業の4年目を迎え、「宮城県農地集積アクションプラン」や市町村が作成した「人・農地プラン」等を踏まえ、以下の目標を掲げ、目標達成に向けた活動方針を定め、一層の事業推進を図るものとする。

【Ⅰ. 目標】

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
おおむね10年後（H35年度）における担い手（※）への農地集積率9割
- 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、連担化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化、高度化等を図る。

※担い手（県基本方針）

①認定農業者・②特定農業法人・③特定農業団体・④基本構想水準到達者・⑤集落営農組織（集落内を一括管理・運営）・⑥認定就農者・⑦企業参入者を地域農業の担い手と位置付けています。

【Ⅱ. 活動方針】

- ①農地整備事業との連携強化（継続）
 - ・農地整備事業実施地区において、出し手等を対象とした担い手との土地利用調整に係る説明会や研修会の場で機構事業活用を推進することにより、まとまった面積の集積が見込まれることから、農地整備事業との連携を一層進めていく。
- ②市町村、農業委員会との連携強化（継続）
 - ・出し手の掘り起こし等現場で積極的に活動していくことが極めて重要であることから、情報共有化等を目的に市町村や農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）との連携を強化する。
- ③中山間地域における事業推進（継続）
 - ・地域農業を守る意識の高い地域を対象に基盤整備などの担い手の負担軽減の取組と地域政策の取組を一体的に推進する。また、担い手の育成確保の取組を推進する。
- ④取組手法の改善・強化（継続）
 - ・広報活動の拡充や担い手のニーズの把握（連携協定）等、これまでの取組の中で課題とされていた事項や効果が低いと思われる事項などを検証し、効果が期待できるものについて、取組手法を見直すとともに、取組内容の拡充・強化を図る。
- ⑤地域事情に対応した事業推進（新規）
 - ・集落営農が中心に活動している地域において、機構事業活用を促進するための効果的な方策を策定し実践する。

【Ⅲ. 具体的な取組】

① 農地整備事業との連携強化（継続）

- ・「農地整備事業との連携強化」（県農林水産部長通知 H28.4.14付）に基づき基本的に全ての農地整備実施地区を農地中間管理事業のモデル地区設定に向けた働きかけを継続し積極的に機構事業を活用した農地集積・集約化を促進する。
- ・受益地区内の農地集積手法等の実態を把握し、作業受委託から機構事業への誘導推進を継続する。
- ・受益者の同意・負担を求めない農地整備等、新たな土地改良制度の活用に向け、県・市町村・土地改良区・JA等と連携し、取組む。

② 市町村、農業委員会との連携強化（継続）

- ・農業委員会法改正に伴い新設された「農地利用最適化推進委員」（H28から3ヶ年間で県内全農業委員会に配置）との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化する。
- ・農地利用最適化推進委員と地域コーディネーターの活動内容等の情報を共有する。
- ・農業会議、農業委員会と相互の研修会への参加等による情報共有と連携を強化する。

③ 中山間地域における事業推進（継続）

- ・農地中間管理事業による集積の効果を促進するため、担い手確保対策や鳥獣対策、新たな土地改良制度等他施策との組み合わせを推進する。そのため中山間地域においても重点実施地区を設定する。
- ・受け手が不足している地区では、企業参入も含めた地区外からの担い手の確保に取組む。

④ 取組手法の改善・強化（継続）

- ・コンビニや公共施設へのポスター掲示やチラシ配架等広報活動の一層の拡充を図る。
- ・受け手となる担い手農業者5組織、融資2機関との事業連携協定（平成28年6月21日協定締結）に基づき、機構事業のさらなる普及啓発と事業活用に向けた定期的な意見交換等を実施する。

⑤ 地域事情に対応した事業推進（新規）

- ・地域ごとに土地利用状況や担い手の形態、出し手の考え方などに違いがあり、それぞれの地域に適した農地集積・集約化の手法があることから、農家営農意向調査や地域リーダーとのヒアリング等により地域の実態を把握し、各地方推進本部と共に地域の課題・ニーズにきめ細かに対応していく。



【IV. 関係機関との役割分担】

活動方針及び重点実施事項に掲げた事項を着実かつ円滑に実施していくため、市町村・農業委員会・JA・土地改良区等の関係機関が以下の役割分担のもと、事業を推進していきます。

○市町村

今後の地域農業の在り方等を具体化した「人・農地プラン」の作成・見直し等を通じた地域での話し合いを促進し、円滑な事業活用に向け各種支援を行います。

具体的には、相談対応や出し手の掘り起こし活動、借受け予定地の確認、担い手育成や農地集積に関する情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○農業委員会

地域の農地利用の調整や農地の利用状況調査・利用意向調査で把握した情報を活用した耕作放棄地等の利用促進の役割を担います。

なお、農業委員会は地域農業の現況に精通していることに加え、農地利用最適化推進委員の設置等による相乗効果を早期に発揮していくため、更なる機構との連携した活動を行います。

○JA

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かしながら農地集積の調整を行い、地域の合意形成の支援、効率的な農地利用の調整等の役割を担います。

具体的には、出し手・受け手との交渉、契約締結の支援、担い手育成や農地集積に関する情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○土地改良区

農地整備事業を契機に担い手への農地集積を推進するため事業実施地区において、農地中間管理事業のモデル地区に設定するとともに、新たな土地改良制度の活用についても連携して取組み、事業活用推進に務めます。

○県

関係各課で構成する農地集積推進本部を設置し、事業の推進、進行管理、情報共有等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

また、各圏域の事情に臨機応変に対応できるよう、各地方振興事務所単位に地方推進本部を設置し、各圏域におけるモデル地区を活用した事業の推進、進行管理等を行います。

さらに、農地中間管理機構に対して、事業に要する経費の助成や遂行上の指導・助言など、円滑な事業遂行のための支援を行います。

○県及び機構

県市長会や県町村会、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等の関係団体を参集範囲とする宮城県農地集積連携推進会議や、各地域における関係機関を参集範囲とする県（圏域）農地集積推進会議を随時開催し、事業の推進方針や推進上の課題、対策等について情報共有するとともに、事業の進捗管理を行い、関係機関と一体となって事業を推進していきます。

また、県及び機構職員が、事業の進捗や課題の共有、対応策の検討などについて、随時、関係機関の担当者と打合せを行い、円滑に事業を進めていくとともに、各地域に配置された機構の現地職員（地域CD）が、常時、業務委託先の市町村やJA等の担当職員、農地利用最適化推進委員等と情報交換し、現場の課題等を吸い上げ、対応策をフィードバックすることにより、各地域に応じたきめ細かい対応を行っていきます。

農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針

宮 城 県
宮城県農地中間管理機構
宮城県農業委員会ネットワーク機構

1. 統一活動方針

◆関係機関の連携内容・役割分担等

○農業委員会

農業委員会は、農業委員会等に関する法律等に基づいて、以下のとおり農地中間管理機構と連携して取組を行います。

- ・ 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき、農地中間管理機構と連携して区域内の農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進します。
- ・ 農地法に基づき、農地利用状況調査を基に遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を行い、農地中間管理事業を利用する意思がある旨を表明した者、又は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した者について農地中間管理機構に通知します。
- ・ 把握した農地利用の状況と意向に関する情報を農地台帳に整備し、地区内の農地の利用調整に活用するとともに、農地法施行規則に基づき、農地中間管理機構に情報を提供します。また、農地情報公開システムの活用により適切な情報提供を図ります。

具体的には、農業委員や農地利用最適化推進委員は以下の活動を行います。

- ・ 農業委員や農地利用最適化推進委員は、区域内の農業者に農地等の利用の最適化に関する情報を提供するとともに、農地の出し手・受け手の営農意向等を収集し、その情報を積極的に繋げます。また、農業委員会を通じて市町村や J A、農地中間管理機構と情報を共有します。
- ・ 以上の活動のほか、市町村段階の農地中間管理事業推進体制の整備状況や区域内の農地等の利用の最適化の課題・改善方策等を提案しながら、農地中間管理機構との具体的な連携活動内容を明確化し、進めていきます。

○農業委員会ネットワーク機構

- ・ 農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会相互の連絡調整、農業委員会に対する農地等の利用の最適化に関する情報や課題の収集・提供、取組の優良事例の横展開、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する研修及び相談対応などの支援を行い、農業委員会と農地中間管理機構の連携活動を促進します。

○農地中間管理機構

- ・ 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第23条及び第26条の規定に基づき、農業委員会等と連携して、農地利用の集積・集約化を推進します。
- ・ 市町村段階においては、地域コーディネーター（現地駐在員）が、農業委員会事務局を通じて、農業委員や農地利用最適化推進委員が収集した農地等の利用の最適化に関する情報等の提供を受け、農地の出し手・受け手の掘り起こしやマッチングなどの現地活動を行います。また、市町村や農業委員会等が主催する各種研修会等における農地中間管理事業の説明や相談対応など、市町村等の取組の支援を行い、地域における農地利用の集積・集約化の取組を推進します。
- ・ 特に、農地中間管理事業の重点実施区域においては、農業委員会と連携して、積極的に人・農地のマッチング活動を行い、農地中間管理事業の活用につなげていきます。
- ・ 以上の活動のほか、地域の農地利用の集積・集約化の推進状況を踏まえ、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構との具体的な連携内容を明確化し、進めていきます。

○県

- ・ 県は、農地中間管理事業の推進方針の策定や進捗管理など、事業を統括し推進していきます。事業推進にあたっては、農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構との連絡調整を密にし、相互の情報共有を図り、事業推進上の課題の整理や対策を協議しながら、一体となって農地利用の集積・集約化の取組を進めていきます。
- ・ 地方振興事務所単位に設置している農地集積地方推進本部は、地域における農地中間管理事業の推進及び農地利用の集積・集約化に関する問題や課題に臨機応変に対応していけるよう、農地中間管理機構と連携して、市町村等の取組の支援を行います。
- ・ 農地利用の集積・集約化を重点的に推進する地区は、市町村等と協議しながら、モデル地区として設定し、積極的に地区における取組の支援を行います。

◆集積目標

- ・ 本県では、農地中間管理事業の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月 宮城県策定）において、農地中間管理事業の活用により、耕地面積に占める担い手（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）が利用する農用地面積の割合を、平成35年度までに90%とすることを目標としています。
- ・ 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、市町村の実情を勘案の上、担い手への農地利用集積目標面積を明確に定め、取組を進めていくように努めるものとします。

2. 今秋冬に実施する具体的な活動内容

◆農地集積等に向けた具体的な行動

○農業委員会

- ・ 農業委員と農地利用最適化推進委員相互の理解のもと、地域の実情に応じた具体的な活動目標や活動方針、協力体制を確立し、農地利用最適化に向けた活動を推進します。
- ・ 11月から遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を行い、農地の出し手の意向を把握します。また、農地中間管理事業を利用する意思がある旨を表明した者、又は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した者について、速やかに農地中間管理機構に通知します。

○農業委員会ネットワーク機構

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員が人・農地のマッチング活動の相談役としての役割を果たせるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象とした研修会等を市町村・広域・県段階ときめ細かに開催します。
- ・ 県内外の優良事例の横展開を図るため、事例情報を収集し、農業委員会への情報提供等を行います。

○農地中間管理機構

- ・ 農地の出し手・受け手に関する情報共有を図るため、地域コーディネーターと農業委員及び農地利用最適化推進委員との情報交換会を開催するとともに、地域コーディネーターによる市町村等の巡回活動を行います。

○県

- ・ 農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と定期的に連絡会議を開催し、相互の情報共有を図り、事業推進上の課題の整理や対策を協議しながら、関連事業との調整等を行い、取組を促進していきます。
- ・ 市町村・地域段階の取組を促進するため、市町村・地域段階の関係機関による事業推進会議の開催や情報共有の仕方の助言など、農地中間管理事業推進体制の整備を支援します。

<推進体制図>

【△△市町村】農地中間管理事業推進体制【標準モデル】

